

市政トピックス

固定資産税・都市計画税の減免について

税務課 資産税係 (☎95)0148

母子または父子世帯や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のある世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、平成31年1月1日現在、次の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。該当する人は減免の申請をしてください。

▼条件

- ・低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。
- ・世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。
- ・所有する居住用の宅地の面積が20㎡以下である。
- ・世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

※世帯の年齢状況等で基準額は毎年変動しますので納付が困難な人はご相談ください。

▼申請方法

①印鑑②年金手帳・障害者手帳・年金証書等③マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は運転免許証等の本人確認資料が併せて必要です。)を持参のうえ、税務課にある指定様式で納付期限の7日前までに申請してください。

3月は自殺対策月間です

保健センター (☎82)8211

「ひとりじゃないよ。ひとりにしないよ。」

季節の変わり目は環境の変化などでストレスを感じやすい時期です。あなたの周囲に悩んでいる人はいませんか。自殺に傾く人は言葉や行動、心身の不調など何らかのサインを発していることがあります。

いつもと違うなと感じたら、「どうしたの?」と声をかけてください。あなたの周りの大切なのちをみんで守りましょう。

保健センターでは毎月1回(原則第2火曜日・要予約)精神科専門医による「こころの健康相談」を実施しています。ぜひご利用ください。

年金から天引きする国民健康保険税額について

国保医療課 国保年金係 (☎95)0123

国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)されている世帯を対象に、2019年度の仮徴収開始通知を3月中旬に納税義務者である世帯主あてにお送りします。4月以降に年金から徴収する保険税を記載していただきます。ご確認ください。

国民年金～こんなときは、忘れずに届出を！～

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合がありますので、次のようなときは、自ら届出を行うことが必要です。忘れずに届出をしましょう。

▶問合せ 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	国民年金に加入の手続き	第1号被保険者→国保医療課国保年金係※1 第3号被保険者→配偶者の勤務先	印鑑
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続き (被扶養配偶者も同様)	国保医療課国保年金係	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書、離職証明書等
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続き	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先におたずねください。
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続き	国保医療課国保年金係	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書
第3号被保険者の配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続き	配偶者の新しい勤務先	配偶者の勤務先におたずねください。
海外に居住するとき	任意加入の手続き 国民年金をやめる手続き	国保医療課国保年金係	印鑑、年金手帳
年金の受給資格の期間が満たないとき	任意加入の手続き(60歳～70歳未満の人が対象)	国保医療課国保年金係※1	印鑑、年金手帳、預貯金通帳、預貯金通帳届出印
年金額を満額に近づけたいとき	任意加入の手続き(60歳～65歳未満の人が対象)	国保医療課国保年金係※1	印鑑、年金手帳、預貯金通帳、預貯金通帳届出印
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続き	第1号被保険者→国保医療課国保年金係※2 第3号被保険者→年金事務所	印鑑、本人を確認できるもの

第1号被保険者…自営業者・農林漁業従事者・学生・無職などで20歳以上60歳未満の人
第3号被保険者…厚生年金や共済年金に加入している65歳未満の会社員や公務員などに扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

※1 刈谷年金事務所でも手続き可能 ※2 お急ぎの場合は刈谷年金事務所でご相談ください。

善行児童生徒の表彰

学校教育課 学校教育係

(☎95)0136

市では、進んで善い行いをして
いる児童生徒を毎年表彰しています。
受賞された皆さんは、積極的に学校
や地域の行事に参加したり、人のた
めに行動したりするなど、他の児童
生徒の模範となっています。

今年度、表彰されたのは次の皆さんです。
《敬称略》

○松尾 凧咲（知立小学校）

挨拶であふれる学校にするため、
挨拶の大切さを全校に呼びかけ、自
ら進んで挨拶するなど努力すること
ができた。学校生活をよりよくして
いこうと行動する姿。

○岡田 亮一（猿渡小学校）

下級生の安全を最優先させて登校
したり、学級で困っている友達に優
しく声をかけて、手を差し伸べたり
することができた。他者のことを考
えて行動する模範的な姿。

○近藤 爽太（来迎寺小学校）

地域の人に進んで気持ちのよい挨
拶ができた。また、交通安全パレ
ードなどで安全な登下校を呼びかけ、
全校児童の交通安全意識の向上に貢
献した。礼儀正しく、率先して行動
する態度。

○宮下 詩菜（知立東小学校）

友達が困っているときに、率先し
て声をかけ、手伝うことができた。
学級・学年のリーダーとして、友達
からの信頼も厚い。周りの人への思

いやりのある態度。

○安光 陽菜（知立西小学校）

和太鼓部の部長を務め、中心とな
って地域の祭や福祉施設で演奏した。
演奏を通して、地域交流の大切さや
尊さに気付くことができた。地域行
事への参加と温かい交流をする姿勢。

○高木 美空（八ツ田小学校）

誰に対しても、優しさと思いやり
をもって接することができ、福祉の
里やちこフェスでのボランティアに
自主的に参加し、活躍した。社会貢
献活動に積極的に参加する態度。

○鳥居 はるか（知立南小学校）

学校全体の生活向上のために積極
的に自分の考えを提案し、責任を
もって実行することができた。アイ
デアあふれる積極的な行動力とみん
なのために活動できる姿。

○田岡 美有希（知立中学校）

常に先頭に立ち、全校生徒が気持
ちよく学校生活を送ることができ
るよう中心となって活躍した。学校生
活をよりよくしようとする行動力と
献身的に取り組む姿。

○加藤 駿（竜北中学校）

日常的な呼びかけはもろろんのこ
と、行事の時にはリーダーシップを
発揮し、積極的に仲間を声にかけて
活躍することができた。全校生徒の
ために懸命に努力する姿。

○増田 璃音（知立南中学校）

ゴスベル団体に所属し、高齢者施
設などでの慰問活動や教会でのチャ
リティーコンサートを継続的に
高い年齢者や子どもたちを勇気付けた。
人に手を差し伸べる優しい姿。

リサイクル家具の展示・販売

リサイクルプラザKC (☎21)7251

▼展示入札期間 3月1日(金)～10日(日) (4日(月)は休館日)

▼ところ リサイクルプラザKC (クリンセンター管理棟2階)

▼内容 再生補修家具などの入札を
します。

▼応札価格 1点につき100円からで
す。

▼対象 市内在住または刈谷市在住
の人

▼開札・連絡・引渡期間
3月13日(水)～17日(日)

※引渡期間厳守。期限までに取りに
来られない場合は落札無効となり
ます。また、しばらくの間入札が
無効になります。

※引渡時は本人確認できるものを必
ず持参してください。

※展示品の状態を確認のうえ、責任
を持って入札してください。

※営利目的の入札、返品およびキャ
ンセルはできません。

※運び出しは自己搬出です。

愛知県日より

モリコロパーク春まつりを
開催します

県建設部公園緑地課

(☎052(954)6491)

県では、愛・地球博の理念と成果

である「環境」「交流」「市民参加」
をテーマとした記念イベントを開催
します。

▼とき 3月23日(土)・24日(日) 午前
10時～午後4時

▼ところ 愛・地球博記念公園(長
久手市)

▼内容 自然素材等を利用した工作
教室の出版、市民参加ステージ等を
実施するほか、様々なブースやグル
ムも多数出展する予定です。

▼参加費 無料(一部有料プログラ
ム有)

○ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/koen/>

ヘルプマークを配布してい
ます

県健康福祉部障害福祉課

(☎052(954)6294)

県では、「ヘルプマーク」を平成
30年7月から配布しています。

「ヘルプマーク」は、外見から分
からなくても援助や配慮を必要とし
ている人が、周囲の方に配慮を必要
としていることを知らせるものです。

▼対象 外見から分からなくても援
助や配慮を必要としている人

▼配布場所 市役所福祉課(1階)、
県保健所等

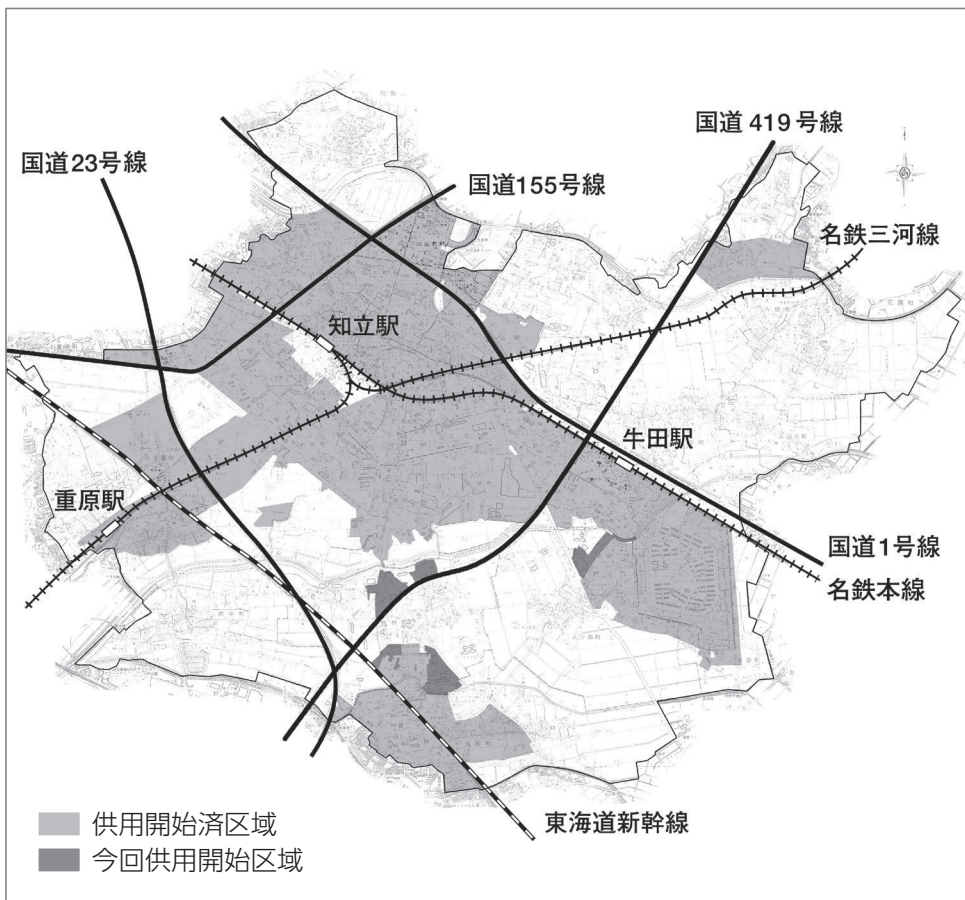
▼申請方法 対象者またはその代理
人からの口頭申請

下水道の供用区域が広がります

下水道課 下水道係

(☎) 0159

3月29日(金)から、八ツ田町川畔、八ツ田町門前、新林町東新切、新林町新池、新林町新林、新林町茶野、新林町欠藪、新林町平草の各一部区



域で、新たに下水道が使えるようになります。(左図参照)

供用開始区域の詳細は、次のとおり縦覧することができます。

▼縦覧期間 3月8日(金)～22日(金) (土・日曜日、祝日を除く。)

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 下水道課(市役所2階) ※供用開始区域図は市ホームページ

にも掲載しています。

●下水道への接続

今回下水道が使用できるようになる区域にお住まいの人で、汲み取り便所を使用されている人については3年以内に、それ以外の人は遅滞なく下水道への接続をお願いします。

なお、すでに使用できる区域にお住まいの人で、まだ、接続工事をされていない人も同様にお願いします。

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月頃に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者(支払者)にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき決定した受益者に対し9月上旬に土地の面積に応じた受益者負担金の納入通知書を送付します。(負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。)

負担金額は、受益地面積に1㎡当たり350円を乗じて算出します。(受益者負担金に消費税はかかりません。)

放置自転車をなくそう

土木課管理係 (☎) 0155

放置自転車等(原動機付自転車を含む)は歩行者や通行車両の妨げになるだけでなく、緊急時の避難・救

助・消火活動の妨げにもなります。駅周辺に自転車等を駐車するときは、有料・無料の各自転車駐車場を利用し、周辺の交通に迷惑をかけるようにはしましょう。

また、進学や転勤などで自転車等を利用しなくなった場合は、自転車駐車場に長期間放置せず、自転車駐車場の有効利用にご協力ください。

自衛隊幹部候補生(一般)募集

自衛隊安城地域事務所

(☎) 6894

▼試験種類

- ① 大学卒業程度試験
- ② 大学院卒業程度試験

▼応募資格

- ① 22歳以上26歳未満(20歳以上22歳未満の人は大学卒業(見込み含む)、修士課程修了の人など(見込み含む)は28歳未満の人)
- ② 修士課程修了した人などで、20歳以上28歳未満の人

▼試験日

- 「1次」 5月11日(土)・12日(日)
- 「2次」 6月11日(火)～14日(金)のいずれか1日

▼受付期間 3月1日(金)～5月1日

(祝)

※詳しくは自衛隊安城地域事務所へお問合せください。

上下水道の手続きはお早めに

これから進学や就職などで引越する人が多くなります。上下水道の開始や中止の手続きは、お早めにお願います。

なお、電話での受付はしていませんので、ご注意ください。市ホームページの水道課のページにも掲載されていますので、ご覧ください。

▶問合せ 水道課 料金係 (☎95-0132)

上下水道の開始・中止申請方法 ※必ず希望する日の3日前までに申請してください。

①市役所窓口での申請

市役所2階 水道課①窓口（業務時間 平日午前8時30分～午後5時15分）

②FAXによる申請

専用の申請書をFAXで送信してください。申請書は市ホームページトップの「お役立ち情報」→「申請書・様式ダウンロード」等からダウンロードできます。

また、水道課へ業務時間内に電話いただければ申請書を送付します。

③あいち電子申請・届出システム（インターネットからの申込み）による申請

詳しくは「あいち電子申請・届出システム」ホームページをご覧ください。

（市ホームページからリンクしています。）

※電話による申請は受付けていませんのでご注意ください。

※使用者本人からの申請ができない場合、代理（会社・家族等）申請も可能です。

※使用者の名義変更も①～③のいずれかの方法でお願いします。



知立市水道事業
マスコットキャラクター
「みずっち」

水道料金・下水道使用料の納入方法

下記①、②のいずれかの方法で納入してください。途中での切り替えも可能です。

①口座からの引落とし ※検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）

以下の金融機関の口座（一部除く）で可能です。

三菱UFJ銀行・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行・三重銀行・碧海信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・西尾信用金庫・愛知県中央信用組合・あいち中央農業協同組合・ゆうちょ銀行

※クレジットカードでのお支払いはできません。

※用紙は、水道課または上記金融機関の市内店舗窓口（一部除く）にありますので、通帳とお届け印、検針票（お手元にある場合）を持参のうえお申込みください。

※郵送による申請も可能ですので、用紙を水道課まで請求してください。

※口座からの引落としの場合、引落とし開始まで1か月程度かかることがあります。

②納付書払い ※検針した月の月末に納入通知書（はがき）を送付します。

以下の場所で納入してください。

上記金融機関の窓口（一部除く）・納入通知書に記載のあるコンビニエンスストア・市役所2階水道課



QRコード



あいち人材力
強化プロジェクト
イメージキャラクター
「アイチータ」

prefaichig.jp)

▼問合せ 県産業人材育成支援セン
ター（Eメール sangyo-jinzaisien@

prefaichig.jp)

また、ポータルサイト「ひと育ナ

ビ・あいち」では、従業員のスキル

アップに関する県内の研修、講座、

セミナー情報を検索できるほか、中

小企業の魅力を発信できます。また、

ご利用登録をしていただければ、

メールで関連情報が配信されます。

また、ポータルサイト「ひと育ナ

ビ・あいち」では、従業員のスキル

アップに関する県内の研修、講座、

セミナー情報を検索できるほか、中

小企業の魅力を発信できます。また、

ご利用登録をしていただければ、

メールで関連情報が配信されます。

また、ポータルサイト「ひと育ナ

ビ・あいち」では、従業員のスキル

アップに関する県内の研修、講座、

セミナー情報を検索できるほか、中

小企業の魅力を発信できます。また、

ご利用登録をしていただければ、

メールで関連情報が配信されます。

産業人材育成にご活用くだ
さい

県産業人材育成支援センター

(☎052(954)6717)

知っていますか？軽自動車税

▶問合せ 税務課 市民税係 (☎95-0116)

手続き内容	必要なもの	
登録	販売業者から購入する場合	所有者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	所有者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	所有者の印鑑、譲渡証明書、廃車証明書またはナンバープレート、
廃車するとき	所有者の印鑑、ナンバープレート	
盗難にあったとき	※必ず警察に届けてください ※所有者の印鑑、盗難届の受理番号が分かるもの	

※所有者と届出者が異なる場合、届出者の印鑑も必要となります。
※所有者・届出者の本人確認資料も必ず持参ください。
※「使用しない」「壊れたので乗らない」といった理由では廃車手続きはできません。車両を処分、譲渡してから手続きをしてください。

軽自動車税は4月1日現在の所有者等(納税義務者)に課税されます。軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、普通自動車とは違い、月割で計算しません。4月1日を過ぎてから廃車、名義変更をしても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。

○軽自動車等の手続き
▼市役所でできる手続き
・原動機付自転車(125ccまで)
・小型特殊自動車
・ミニカー

※手続きに必要なものについては手続内容で異なりますので、右記機関にご確認ください。

▼軽自動車税の税額
5月中旬にお送りする納税通知書をご確認ください。

○グリーン化特例(軽課)
一定の環境性能を有する車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に於いて軽自動車税が軽減されます。ただし、軽減が適用されるのは、新

車種	届出先	
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下)	軽自動車協会	三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 ☎0565-52-3111
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 ☎050-3816-1772
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047

※住所変更・譲渡などで三河地区以外へ変更する場合は、新しく使用する地区を管轄する事務所・支所で手続きをしてください。

▼市役所以外の手続き場所
車種により異なります。

規登録年月の属する年度の翌年度分の軽自動車税のみです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

▼納税方法 年1回、5月中旬に納税通知書をお送りしますので、5月末日(土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日)までに市役所または最寄りの市税取扱金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日(土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日)に指定口座から引落しされます。納税証明書は6月10日頃の発送を予定しています。納税証明書の発送までに車検を受ける人は、記帳した通帳をお持ちください。納付確認のうえ、税務課窓口で納税証明書を発行します。(平成30年度分の軽自動車税を口座振替・クレジットカード払いで納付された人は、有効期限が平成31年6月15日までの納税証明書を平成30年6月中旬に発送していますので、こちらをご利用ください。)



○自賠責制度について
バイク・原動機付自転車にも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務付けられています。無保険(無共済)で走行すると、法律で罰金および罰則が科せられます。

▼自賠責保険(共済)の取扱い
損害保険会社、共済農業協同組合(JA共済連)、労働者共済生活協同組合(全労済)、自動車共済協同組合(全自共)、トラック交通共済協同組合(交協連)

※250cc以下のバイク、原動機付自転車は、一部のコンビニエンスストアや郵便局、インターネットでも加入できます。

○軽自動車税の減免
原則として、心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有している軽自動車等にかかる税金は、一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている人、障害者福祉タクシール料金助成利用券・高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けている人は、受けられません。

▼申請 4月2日(火)～5月24日(金)に税務課市民税係へ。

▼持参するもの 身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証(該当の車を運転する人のもの)、納税義務者の印鑑、マイナンバーが分かるもの